

## 処 分 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第51条の13第2項
処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の返納命令
原権者(委任先) : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第14条(駐車監視員資格者証の返納の命令等)
処 分 基 準 : 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が、道路交通法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合は、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断するものとする。 ここで、同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反又は義務の不履行をいう。
問 合 せ 先 : 大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(電話 097-536-2131)
備 考 :